

# 宮城県屋外広告物条例のしおり 2P 差し替え版（平成27年4月1日～）

## 禁止地域 …広告物を表示することができない地域

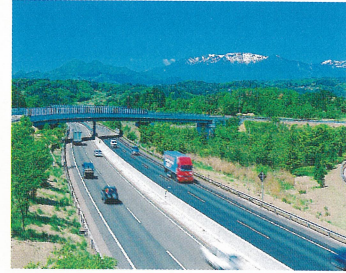
ただし、自家用広告物や道標、案内図板のように必要性の高い広告物は、あらかじめ許可を受けた場合に限り表示することができます（10ページ参照）。

### ◆第1種禁止地域

自然環境や都市の美しさを守るために、広告物を表示することが望ましくない地域です。

許可を受けた自家用広告物や道標、案内図板についてのみ、表示することができます。

- 1 風致地区（白石、鳴子）
- 2 文化財（建造物）の周囲50m
- 3 特別名勝松島などの史跡名勝天然記念物
- 4 風致保安林
- 5 伊豆沼・内沼、釜房湖などの自然環境保全地域
- 6 加瀬沼、県民の森などの緑地環境保全地域
- 7 都市公園
- 8 高速自動車国道法に規定する「高速自動車道」及び道路法に基づき指定された「自動車専用道路」等（以下「高速道路等」という）
- 9 東北新幹線、東北本線などの県内の鉄道
- 10 学校、図書館、公民館などの敷地 など



「地区計画の定めがある地域」も第2種禁止地域から除外されることとしました。

### ◆第2種禁止地域

新幹線や高速自動車道から展望することができる地域など、広告物が過度に集中するおそれの高い地域です。許可を受けた自家用広告物や道標、案内図板についてのみ、表示することができます。

- 1 高速道路等の路肩から500m以内の区域（商業地域、工業地域、住居地域などの用途地域又は地区計画が定められている地域を除く）
  - 2 県道牡鹿半島公園線から展望することができる区域で牡鹿半島公園線の路肩から100m以内の区域
  - 3 東北新幹線、仙台空港線から展望できる区域で東北新幹線、仙台空港線の両側500m以内の区域（商業地域、工業地域、住居地域など用途地域が定められている区域又は地区計画の定めがある区域を除く）
- ※地区計画…地区の特性にふさわしいまちづくりのため、住民の意向を反映させつつ建築物の用途、形態に制限を定め、道路・公園等の公共施設の配置及び規模を一体的・総合的に計画するもの

## 許可地域 …広告物を表示するためには、あらかじめ許可を受けなければならない地域

許可の基準については、地域の土地利用等を考慮して3段階に分けられています（7ページ参照）。

- 1 特別名勝松島のうち市街化区域及び地区計画が定められている地域
- 2 国道又は国道から展望できる区域でその路肩から500m以内の区域
- 3 県道（主要地方道）又は県道（主要地方道）から展望できる区域でその路肩から500m以内の区域
- 4 東北本線など県内の鉄道から展望できる区域でその路肩から500m以内の区域
- 5 都市計画区域
- 6 高速道路等のパーキングエリア及びサービスエリアの区域

### ◆第1種許可地域

良好な住環境の整備をはかるため、広告物を抑制する地域です。

都市計画法に基づいて定められている都市計画区域のうち、第1種・第2種低層住居専用地域及び第1種・第2種中高層住居専用地域（以下住居専用地域等という）。用途地域ではないが住居専用地域等に準じる地区計画の定めがある地域。

### ◆第2種許可地域

自然環境やその周辺市街地と広告物の調和を図る地域です。

都市計画区域以外の許可地域と都市計画区域のうち、市街化調整区域と用途地域又は地区計画の定めがない地域。

### ◆第3種許可地域

都市環境と広告物の調和を図る地域です。

都市計画区域のうち用途地域の定めがある地域又は地区計画の定めがある地域（住居専用地域等を除く）。

第1種および第3種許可地域に「地区計画の定めがある地域」を追加しました。

禁止地域及び許可地域の確認は各土木事務所（又は市町）にお問い合わせください。